

奈良県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定める。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

登録基準日 平成二十六年十二月一日

ただし、平成二十六年十二月十四日現在で年齢満二十年に達する者を
含む。

登録日 平成二十六年十二月一日

縦覧期間 平成二十六年十二月二日